

高梁中央介護医療院 運営規程

第1条

医療法人清梁会が開設する高梁中央介護医療院が実施する介護医療院の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条 (事業の目的)

高梁中央介護医療院（以下「施設」という）は、介護保険の理念に基づき、療養を必要とする要介護者に対して療養上の管理及び看護・医学的管理の下に、入所者がその人らしく能力に応じ自立した日常生活が送れるように、施設サービスを提供することを目的とする。

第3条 (運営の方針)

1. 長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにする。
2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。
3. 入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のため、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行う。
4. 明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
5. 施設サービスの質を向上させるため、入所者の人権の擁護、虐待の防止、感染症対策の徹底等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
6. 施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

第4条 (名称及び所在地)

名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名 称 高梁中央介護医療院
2. 所在地 岡山県高梁市南町53番地

第5条 (従業員の種類、員数及び職務内容)

介護医療院の従業員の種類、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行

う。

2. 医師 1名以上

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

3. 薬剤師 1名以上

薬剤師は、医師の指示に基づき入所者の薬の調剤及び薬や注射液等の管理、服薬指導を行う。

4. 看護・介護職員

・看護職員（看護師又は准看護師） 6名以上（うち看護師2名以上）

・介護職員 8名以上

看護・介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

5. 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を計画的に行う。

6. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

理学療法士等は、医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、医師の指示に基づき効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

7. 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

第6条（入所者の定員）

介護医療院の定員は、32名（I型療養床）とする。

第7条（施設サービスの内容について）

サービスの内容については以下の通りとする。

1. 要介護認定の申請に係わる援助

入所の際には、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認し、認定を受けていない入所者に対しては、意思を踏まえて速やかに申請ができるように援助する。また、更新についても同様に行う。

2. 施設サービス計画の作成

適切な方法により、その人の能力や抱えている問題点を明らかにし、入所者及びその家族の希望、理解と同意、協力を得、入所者が自立した日常生活が営む事ができるように医師の治療方針に基づき、計画作成を行う。また、作成後においても必要に応じて計画の評価・修正及び変更を行う。

評価については、適宜チームで討議（カンファレンス）を行う。

3. 療養中の診療

医師の診療方針を明確にするとともに、診療の必要があると認められる疾病及び状態に対して的確かつ速やかに、適切な処置を行う。

また、医学的立場より、心身の状況を観察及び把握し、看護を提供するとともに入所者及びその家族に対して、援助・指導を行う。

4. 機能訓練

入所者の心身の機能の維持回復と自立した日常生活の援助を目的に、必要に応じ計画的に適切な機能訓練を行う。

5. 日常生活における看護・介護

医学的管理の下に、病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により看護・介護を行う。

- ・病状、障害等心身の観察及び把握
- ・身体の清潔保持：清拭・入浴介助（週2回）・洗髪など
- ・排泄の援助や留置カテーテル等の管理
- ・食事の援助や経管栄養法等の管理
- ・環境整備
- ・褥瘡等の創傷の処置、予防処置
- ・定期的なレクリエーション（毎日）、月行事（月1回）の実施
- ・疾病や療養上の生活指導及び日常生活に係わる看護や介護等の指導
- ・口腔衛生の管理
- ・その他、医師の指示による処置

第8条 （利用料その他の費用の額）

1. 利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
2. 施設は、前項の利用料の他、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

① 食費（基準費用額）

介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

② 居住費（基準費用額）

介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

- ③ その他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。費用及び金額は、重要事項説明書に記載の通りとする。

※病衣については各自準備のこと。但し、ご家族で準備できない方についてはレンタル業者を紹介します。

第9条 （施設利用にあたっての留意事項）

入所者が介護医療院サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次の通りとする。

1. 契約書の作成：入所に際しては、サービス提供開始前に、あらかじめ入所者又はその家族に運営規程やサービス内容等について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

2. 面会：消灯（21時）までは随時とする。来訪者は面会カードを記入のこと。
3. 外出・外泊：所定の届出用紙に記入し、許可を得ること。
4. 居室・設備：施設内の居室や設備器具は、本来の使用法に従って利用のこと。これに反した利用により破損が生じた場合は、弁償して頂くことがあります。
また、やむを得ず、病状などの都合により療養室を変更することがあります。
5. 喫煙・飲酒：敷地内は禁煙です。入所中の飲酒はできません。
6. 迷惑行為等：騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室に立ち入らないようにすること。
7. 所持品・現金管理：当施設では管理しておりません。
8. 宗教活動・政治活動・営利活動・動物の飼育等：施設内ではご遠慮下さい。

第10条（衛生管理等）

1. 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。
2. 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

第11条（非常災害対策）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 防火管理者は、高梁中央病院の管理者を当て、火元責任者は介護医療院看護師長を当てる。
2. 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
3. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち合う。
4. 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
5. 防火管理者は、従業者に対して防災教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防災教育は、春季・秋季に各1回以上実施する。また、各種会議、オリエンテーション等で随時啓蒙を図る。
 - ② 防災教育の内容は、消防計画の周知徹底、入所者の避難誘導、救出救護要領等の人命

- 安全に関する基本的事項、消防用設備等の機能と取扱い要領、火災予防上の遵守事項、震災対策に関する事項のほか、防火管理者が必要と認める内容とする。
- ③ 消防訓練は、通報・消火・避難誘導を連携して行う「総合訓練」を春季・秋季に各1回（うち1回は夜間想定）実施する。個々の訓練を行う「部分訓練」は、それぞれ必要なとき、随時行う。震災訓練については、防災機関または地域等が実施する訓練に参加する。
 - ④ 訓練の実施に際して必要あるときは、消防職員の指導を要請するものとする。
6. その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制を取る。

第12条（身体的拘束等）

1. 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第13条（虐待防止に関する事項）

1. 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。また、新規採用時にも研修を実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第14条（成年後見制度の活用支援）

施設は、入所者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

第15条 (緊急時の対応)

1. 介護医療院サービスでの施設対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、当院の医療対応病棟又は他の専門医療機関を紹介する。
2. 入所者の心身の状態が急変した場合、入所者の家族又は身元引受人及び入所者の居住する市町村ならびに関係諸機関に連絡する。

第16条 (事故発生の防止及び発生時の対応)

1. 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。
 - ① 事故発生防止のための指針を整備する。
 - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実の報告、改善策を職員に周知徹底する。
 - ③ 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員研修を定期的に行う。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況、事故の際にとった処置について記録する。

第17条 (業務継続計画の策定等)

1. 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条 (他医療機関への受診)

入所者が他の医療機関を受診する場合は、他医療機関においても包括項目（検査、投薬、注射、処置の一部）が算定できないので、他医療機関と連絡調整を図る。

第19条 (賠償責任)

1. サービス提供に伴って施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、施設は入所者に対して損害賠償を行うものとする。
2. 入所者の責に帰すべき事由によって、施設が損害を被った場合、入所者及びその家族は、連帯して施設に対して損害賠償を行うものとする。

第20条 (その他運営に関する留意事項)

1. 施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条

第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 毎月

2. 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を雇用契約時に誓約させる。
4. 苦情処理窓口については、介護医療院看護師長が、「苦情相談窓口運用マニュアル」に基づいて対応する。
5. 医師の宿直はありません。
ただし、入所者の病状が急変した場合は、同一敷地内にある高梁中央病院の医師が、速やかに診察を行うこととする。
6. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人清梁会において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。